特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	長洲町　介護保険関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長洲町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を口実事により個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	介護保険関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱及び扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

長洲町長

公表日

令和8年3月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被保険者者の管理
②事務の概要	長洲町では介護保険法に基づき、被保険者の管理を行い、認定・受給・給付・賦課の事務を行っている。
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル、2. 世帯員情報ファイル、3. 個人番号異動連絡票及び個人番号訂正連絡票	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表　第100項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131.132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健介護課
②所属長の役職名	福祉保健介護課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒869-0198　熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766　0968-78-3113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課　〒869-0198　熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766　0968-78-3113
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナポータルで情報を閲覧する際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定してあるため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	福祉保健介護課長　馬場　昌敏	福祉保健介護課長　吉田　泰滋	事後	
平成29年6月15日	特定個人情報ファイル名	1．被保険者情報ファイル、2．世帯員情報ファイル	1．被保険者情報ファイル、2．世帯員情報ファイル、3．個人番号異動連絡票及び個人番号	事前	
平成29年6月15日	対象人数	平成27年2月16日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年6月15日	取扱者数	平成27年2月16日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	福祉保健介護課長　吉田　泰滋	福祉保健介護課長　宮本　孝規	事後	
令和2年5月28日	対象人数	平成29年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年5月28日	取扱者数	平成29年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年5月28日	評価実施機関における担当部署	福祉保健介護課長　宮本　孝規	福祉保健介護課長	事後	
令和3年6月15日	対象人数、取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和4年6月1日	対象人数、取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年6月10日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号　別表第二　第1、2、3、4、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、	番号法第19条第8号　別表第二　第1、2、3、4、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、	事後	
令和5年10月1日	対象人数、取扱者数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和8年3月1日	個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一　第68号	番号法第9条第1項　別表　第100項	事後	
令和8年3月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号　別表第二　第1、2、3、4、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、117の項　介護保険施行令等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131.132の項	事後	
令和8年3月1日	対象人数、取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和8年3月1日　時点	事後	
令和8年3月1日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナポータルで情報を閲覧する際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式改定による追加
令和8年3月1日	Ⅳリスク対策 11，最も優先度が高いと考えられる対策		自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定してあるため。	事後	様式改定による追加